

## 第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 9 月 17 日 (水) 午前 10 時 00 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 2 川邊 千秋・3 北澤 奈帆美・4 田村 明・5 前川 洋子  
8 喜多 義幸・9 木下 伸裕・12 藤田 直樹・13 丸山 耕一  
19 太田 義政

以上 9 名

欠席委員 1 岡安 俊也・10 小粥 文夫・11 清水 喜代己・21 坂野 大徹  
23 水谷 隆

出席部会員外委員

議長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 辻岡事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷担当副主幹 芸濃：柴田担当副主幹  
美里：谷川担当主幹 安濃：江副担当副主幹  
香良洲：柴山担当副主幹

議事録署名者 2 川邊 千秋・3 北澤 奈帆美

事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 事業計画変更承認申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

## 議事の大要

議長	第9回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は1番 岡安 俊也委員、10番 小粥 文夫委員、11番 清水 喜代己委員、21番 坂野 大徹委員、23番 水谷 隆委員の5名でございまして、出席委員は9名となります。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名をさせていただきます。2番 川邊 千秋委員、3番 北澤 奈帆美委員、よろしくお願ひいたします。 それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。 事務局の説明をお願いします。
事務局	まず、議案書を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。  14ページをご覧ください。報告第4号、番号4、譲受人の住所について、 _____を四日市市富士町_____に訂正をお願いいたします。
	つづきまして、24ページをご覧ください。議案第5号、番号1について、 土地の所在地の地区名について、「安東」を「櫛形」に訂正をお願いいたします。
	つづきまして、25ページ、議案第5号、番号12、番号13、26ページ、 議案第5号の番号15、現況地目について、「畑・宅地」を「畑」に訂正をお願いいたします。 訂正是以上でございます。
	それでは、議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から6で、件数は6件、合計面積は14,870m <sup>2</sup> で、すべて田でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
	2ページから12ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から18で、件数は18件、合計面積は80,940m <sup>2</sup> で、その内訳は 田が56,657.82m <sup>2</sup> 、畑が24,282.61m <sup>2</sup> でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
	13ページをお願いします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でござ

います。

番号1 通路用地

番号2 住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は182m<sup>2</sup>で、すべて畑でございます。

14ページから16ページをお願いします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 宅地造成

番号3 宅地分譲用地

番号4 集合住宅

番号5 住宅用地

番号6 福祉施設の建築

番号7 駐車場用地

番号8 宅地拡大

番号9 宅地造成

番号10 資材置場用地

番号11 駐車場用地

番号12 庭用地

番号13 駐車場用地

以上、件数は13件、合計面積は5,902.32m<sup>2</sup>で、その内訳は田が1,314m<sup>2</sup>、畠が4,440.32m<sup>2</sup>、その他が148m<sup>2</sup>でございます。

17ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 住宅建築

番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は947m<sup>2</sup>で、すべて畑でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、18ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請 高茶屋四丁目\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 118m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 237m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 237m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は、遠方に居住しており営農不可のためです。

番号2、地区 雲出、申請地 雲出長常町上段々 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 472m<sup>2</sup> 外4筆、合計面積 1,682m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号3、地区 大里、申請地 大里窪田町大垣内 \_\_\_\_\_、登記地目 境内地、現況地目 畠、面積 403m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 8,828m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は後継者不存在のためです。

番号4、地区 大里、申請地 大里小野田町古里 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 290m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 321m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

19ページをお願いいたします。

番号5、地区 栗真、申請地 栗真町屋町北浜 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 396m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 一身田、申請地 一身田豊野ゑノ坪 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 386m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 692m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 櫛形、申請地 分部殿広 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 847m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 175m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は、遠方に住んでいる管理困難のためです。

番号8、地区 櫛形、申請地 分部長鉢 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 903m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,024.55m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は、遠方に住んでいる管理困難のためです。

番号9、地区 櫛形、申請地 分部長鉢 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 932m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,024.55m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は、遠方に住んでいる管理困難のためです。

番号10、地区 櫛形、申請地 分部長鉢 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 936m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は、遠方に住んでいる管理困難のためです。

番号11、地区 黒田、申請地 河芸町高佐宇志呂\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 380m<sup>2</sup> 外3筆、合計面積 6, 042m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 368. 91m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足による営農縮小のためです。

20ページをお願いいたします。

番号12、地区 村主、申請地 安濃町川西岡副\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 560m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 8, 050. 52m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は相手方の要望のため、譲渡理由は生前贈与のためです。

以上、件数は12件、合計面積は13, 951m<sup>2</sup>で、このうち田が8, 561m<sup>2</sup>、畑が4, 987m<sup>2</sup>、その他が403m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 高茶屋、番号2、地区 雲出、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。現地確認を行ったところ、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

議長 番号3と4、地区 大里、お願いします。

事務局 すみません、今日は、岡安委員欠席ですので、事務局から報告をさせていただきますが、現地確認を行いまして、3条の申請の内容に特に問題がないということでしたので、よろしくお願ひいたします。

議長 番号5、地区 栗真、お願いします。

事務局 5番、栗真につきましては、坂野委員が欠席ですが、現地確認を行い、特に問題のない旨の連絡を受けておりますので、報告をさせていただきます。

議長 番号6、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番、田村です。9月8日に現地確認を行いまして、事務局の説明のとおりで問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長 番号7から番号10まで、地区 櫛形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。7番については、地元推進委員さんと現地確認して、特に問題ありません。

8番、9番、10番については、今すごく荒れている田んぼでして、ここへブルーベリーを作付するということですので、もし作付してもらえるのであれば特に問題ないと思いますので、事務局の説明どおり問題ありませんので、よ

ろしくお願ひします。

議長 番号11、地区 黒田、お願ひします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局と推進委員と現場を見ましたが、別に問題ないということでしたので、よろしくお願ひします。

議長 番号12、地区 村主、お願ひします。

丸山委員 13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題ない旨を報告します。

議長 番号1から番号12について、地元委員さんから異議なしということでございましたので、皆さん、いかがでしようか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 櫛形、申請地 分部殿広\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 409m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。昭和40年頃から山林として管理していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとします。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、申請地 河芸町西千里亀井\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畑、面積 832m<sup>2</sup>のうち0.18m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を3年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。許可要件である転用の確実性、周辺農地への被害防除措置、下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか、支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であるかを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件の全てを満たしていると考えます。

農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

こちらは、事業計画変更承認申請書も併せて提出されております。

番号3、地区 雲林院、申請地 芸濃町雲林院前野\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 338m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 364m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を住宅用地とするものです。昭和50年頃から住宅用地として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追

認しようとするものです。

農地区分は、第1種農地で、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号4、地区 榛本、申請地 芸濃町榛本北豊久野\_\_\_\_\_、登記地目  
田、現況地目 宅地、面積 507m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 554m<sup>2</sup>、申請者  
\_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を住宅用地とするものです。昭和35年頃から  
住宅用地として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追  
認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 草生、申請地 安濃町中川東大谷\_\_\_\_\_、登記地目 田、  
現況地目 山林、面積 294m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。1980年4月頃から  
植林し、山林として管理していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追  
認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、面積は1,621.18m<sup>2</sup>で、このうち田が848.18m<sup>2</sup>で、畠が773m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、  
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 櫛形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。9月8日に地元推進委員さんと現地確認して、事務局の説  
明どおり、特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長 番号2、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。現場を見ましたが、別に問題ありませんのでよろしくお願  
いします。

議長 番号3、地区 雲林院、番号4、地区 榛本、お願いします。

木下委員 9番、木下です。9月8日、現地確認をしましたが、異常なしだと思います。  
よろしくお願いします。

議長 番号5、地区 草生、お願いします。

丸山委員 13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題ないということを報告します。

議長 番号1から番号5について、地元委員さんから異議のない旨の発言でござ  
いました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第3号 事業計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 22ページをお願いいたします。

議案第3号 事業計画変更承認申請について、でございます。

番号1、地区 上野、申請地 河芸町西千里亀井\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畑、面積 832m<sup>2</sup>のうち0.18m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、平成31年2月18日付にて許可された案件になりますが、当初事業計画者の死亡により、承継者が転用を行う旨の事業計画変更承認申請書が提出されております。

以上、件数は1件、面積は0.18m<sup>2</sup>で、全て田でございます。

いずれの案件につきましても、当初許可を得た転用事業の内容に変更が生じないことを踏まえ、農地法関係事務処理要領各号に照らし合わせたところ、承認要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。これも事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんので、よろしくお願ひします。

議 長 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第3号について承認することいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 明、申請地 芸濃町忍田興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 128m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

この案件につきましては、令和7年5月20日付にて許可を受けましたが、受人の変更のため、許可の取消願が提出されております。

番号2、地区 明、申請地 芸濃町忍田興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 80平m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

この案件につきましては、令和7年5月20日付にて許可を受けましたが、

受人の変更のため、許可の取消願が提出されております。

以上、件数は2件、合計面積は208m<sup>2</sup>で、全て畑でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1と2、地区明、お願ひします。

木下委員 9番、木下です。9月8日に現地確認しましたが、異常なしです。よろしく  
お願ひします。

議長 番号1と2について、地元委員さんから異議なしということでございます。  
皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第4号について承認することと決定をいた  
します。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移  
転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 24ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移  
転）、でございます。

番号1、地区 櫛形、申請地 安東町木若\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 389m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 799m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル  
設置面積は356.5m<sup>2</sup>、パネル設置率は44.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 櫛形、申請地 殿村井尻\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目宅地、面積 382m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を母屋に付随する庭及び駐車場とするものです。  
昭和55年頃から庭用地として利用していた旨の始末書の提出がありますこと  
から、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲林院、申請地 芸濃町雲林院西之院\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 621m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 896m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル  
設置面積は340.6m<sup>2</sup>、パネル設置率は38%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明、申請地 芸濃町楠原庭代\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況  
地目 雜種地、面積 291m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 507m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一戸建て住宅用地とするものです。令和2年頃から砂利敷きし、駐車場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町楠原久保垣内\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 224m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和36年5月頃から住宅を建築していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明、申請地 芸濃町忍田興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 128m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

25ページをお願いいたします。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町忍田興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 80m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を庭・ドッグラン用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 棚本、申請地 芸濃町棚本北沢\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 264m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 棚本、申請地 芸濃町棚本北豊久野\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 414m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 安濃、申請地 安濃町内多城山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 1,242m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 988m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1,979m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 高宮、申請地 美里町足坂白樺\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 307m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を貨物車両置場用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 高宮、申請地 美里町足坂白樺\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 142m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を貨物車両置場用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

26ページをお願いいたします。

番号14、地区 高宮、申請地 美里町足坂白樺\_\_\_\_\_、登記地目 畠、現況地目 畠と宅地、面積 614m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 775m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を事務所の新設、倉庫施設及び駐車場の建設をするものです。昭和63年頃から農業用倉庫として転用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 高宮、申請地 美里町足坂白樺\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 171m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を重機置場用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は15件、合計面積は8, 310m<sup>2</sup>で、このうち田が414m<sup>2</sup>で、畠が7, 896m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1と2、地区 櫛形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。9月8日に地元推進委員さんと現地確認し、特に問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長 番号3、地区 雲林院、番号4から番号7、地区 明、番号8、番号9、地区 棕本、お願いします。

木下委員 9番、木下です。9月8日に現場確認しましたが、全て問題なしといたします。よろしくお願ひします。

議長 番号10、地区 安濃、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 番号11、地区 草生、お願いします。

丸山委員 13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題ありませんでした。よろしく

お願いします。

議長 番号12から15、地区 高宮、お願いします。

事務局 美里総合支所の谷川です。清水委員欠席ですので、番号12から15番は、9月8日、地元推進委員、申請者代理人、事務局と現地確認を行い、問題がなかった旨、清水委員にお伝えしたところ問題ありませんとのことでしたので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま報告のとおり、番号1から番号15について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 27ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 上野、申請地 河芸町久知野熊ノ谷\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 雜種地、面積 4, 795m<sup>2</sup>のうち1, 530m<sup>2</sup>外1筆、合計面積 7, 079m<sup>2</sup>のうち2, 250m<sup>2</sup>、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を1年1か月間、資材置場及び通路用地として一時転用とするものです。令和6年10月から資材置場及び通路用地として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は2, 250m<sup>2</sup>で、全て田でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。現地確認しましたが、事務局の説明のとおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。

議長 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 28ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 上野、申請地 河芸町西千里走り下\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畑、面積 874m<sup>2</sup>、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を6か月間、資材及び残土置場等用地として一時転用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、申請地 安濃町内多宮ノ裏\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 326m<sup>2</sup>、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1, 200m<sup>2</sup>で、このうち田が874m<sup>2</sup>で、畠が326m<sup>2</sup>でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。現地確認に行きましたが、事務局の説明のとおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。

議長 番号2、地区 安濃、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 番号1と2について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第7号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第8号、別冊でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に

よる意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

6ページ、最終ページをご覧ください。

件数は27件で、合計面積は64,893m<sup>2</sup>で、このうち田が57,075m<sup>2</sup>で、畠が7,818m<sup>2</sup>でございます。

意見の提出につきましては、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。

農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号4について、\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょう。

整理番号4、該当P1

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございました。  
入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 つづいて、整理番号22から整理番号24  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょう。  
整理番号22から整理番号24 該当P5、P6

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございました。  
入室をお願いします。

< 入室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいか。ありがとうございます。  
それでは、これらの案件につきまして適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。  
以上をもって、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。  
これで、第9回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

令和7年9月17日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_

